

内規

備前市建設工事請負代金中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備前市が発注する建設工事における当該工事の材料費等に相当する額として、請負代金の10分の4以内ですでに実施している前金払に追加して当該請負代金額の10分の2以内の前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 1件の請負代金額（税込）が1,000万円以上であること。
- (2) すでに前払金の支出を受けていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) すでに行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合)

第4条 請負代金の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 対象工事の請負契約の締結に当たっては、当該対象工事の落札者から 契約締結時に中間前金払・部分払選択届（様式第1号）の提出を求め、中間前金払又は部分払のいずれかを選択させるものとする。この場合において、契約締結後の変更は認めないものとする。

(債務負担行為等に係る特例)

第6条 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年度以上にわたる工事請負契約については、当該年度の出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができるものとする。

- 2 第5条の規定にかかわらず、中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為等に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰り越しに係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払いをすることができるものとする。
- 3 債務負担行為等に係る契約においては、第2条の「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と「すでに行われた当該工事」とあるのは「すでに行われた当該会計年度の工事」と「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて適用するものとする。

（中間前金払の認定請求）

第7条 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払認定請求書（様式第2号。以下「認定請求書」という。）に必要事項を記載し、次に掲げる書類とともに市長に提出して第2条各号に掲げる要件を満たしていることの認定を受けなければならない。

- (1) 工事履行報告書（別紙）
- (2) 実施工程表

（中間前金払の認定方法）

第8条 市長は、受注者から前条に規定する認定請求書の提出があったときは、同条各号に規定する書類に基づき、第2条各号に掲げる要件をすべて満たしていることの認定を行うものとする。

- 2 前項の認定結果については、原則として当該認定請求書を受理した日から7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に請負者に通知するものとする。この場合において、第2条各号に掲げる要件をすべて満たしていると認めたときは、中間前金払認定調書（様式第3号）を受注者に交付するものとする。

（中間前金払の請求）

第9条 前条第2項に規定する中間前金払認定調書の交付を受けた受注者は、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限（債務負担行為等に係る2年度以上にわたる工事の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限）を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結したうえで、当該保証契約証書（正副2通）とともに、中間前金払請求書を市長に提出して、中間前払金の支払いを請求するものとする。

（中間前金払の支払）

第10条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

附 則

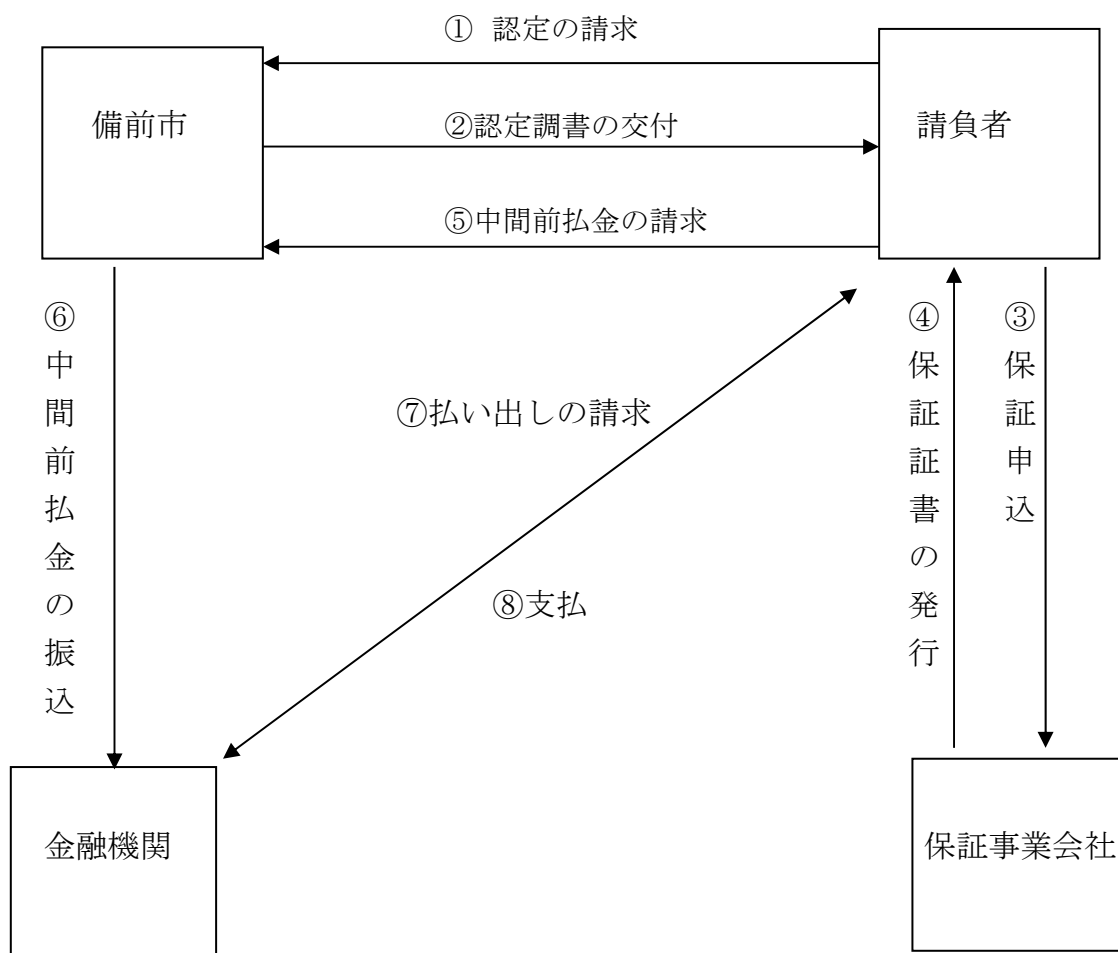
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、従前の例による。

中間前金払の手続きの流れ



- ① 請負者は、中間前金払認定請求書（様式2）に工事履行報告書（別紙）を添付して、当該工事の施工担当課へ提出し、中間前金払に係る認定を行ってください。
- ② 工事施工担当課は、認定請求書を受理し、要件を確認したうえで中間前金払認定調書（様式3）を請負者に交付します。
- ③ 請負者は、中間前金払認定調書（様式3）をもって保証会社に中間前金保証の申込みを行ってください。
- ④ 請負者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 請負者は請求書に保証証書を添えて工事施工担当課に提出してください。
- ⑥ 備前市から中間前払金が指定口座に振り込まれます。
- ⑦ 金融機関へ支払いの請求を行います。
- ⑧ 請負者に対して、中間前払金が支払われます。

様式第1号

年 月 日

備前市長

様

受注者 所在地

商号又は名称

印

中間前金払・部分払選択届

下記工事について 中間前金払・部分払 を選択します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
工 期	

注1) 中間前金払又は部分払のどちらかを2本線で抹消してください。

注2) 契約締結後は、選択の変更は認められません。

様式第2号

中間前金払認定請求書

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日から

年 月 日まで

5 請負金額 円
(当該中間前金払の対象となる請負代金額相当額 円)

6 契約年月日 年 月 日

上記の工事について、中間前金払の認定を請求します。

年 月 日

備前市長

様

受注者所在地

商号又は名称

印

様式第3号

中間前金払認定調書

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日から

年 月 日まで

5 請負金額 円
(当該中間前金払の対象となる請負代金額相当額 円)

6 契約年月日 年 月 日

上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。

年 月 日

様

備前市長

印